

## ○共同住宅等に対する各戸検針及び各戸徴収に関する取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、共同住宅等において受水槽を有し、給水を受けている者若しくは管理受託者(以下「所有者」という。)から、各戸検針及び各戸徴収の要望があった場合の取扱いについて、必要な事項を定め事業運営の円滑を図ることを目的とする。

### (適用要件)

第2条 この要綱を適用する共同住宅等は、次の各号に定める要件を具備したものでなければならない。

- (1) 建物の使用目的が、主として生活を営むためのものであること。
- (2) 各住宅等の給水装置は、それぞれ独立したものであること。
- (3) 共同住宅等(新設・既設)に対する集中検針方式による遠隔指示メーター設置に関する基準に適合すること。
- (4) 戸数は1棟あたり20戸を超え、100戸未満であること。
- (5) 閉栓又は給水停止時において、市指定の直結止水栓で止水できること。
- (6) その他上下水道事業の管理者(以下「管理者」という。)が特に認めたもの。

### (申込みの手續)

第3条 前条に規定した要件を具備した所有者は、次の各号に定める書類を管理者に提出し、その承認を得なければならない。

- (1) 共同住宅等に対する各戸検針及び各戸徴収申請書(様式第1号)
- (2) 管理人選任(変更)届(様式第2号)
- (3) 集中検針方式による遠隔指示メーター取付済書(様式第3号)

### (契約)

第4条 各戸検針及び各戸徴収の実施にあたっては、共同住宅等に対する各戸検針及び各戸徴収に関する契約書(様式第4号。以下「契約書」という。)により契約を締結するものとする。

### (契約の解除)

第5条 管理者は、所有者が契約書の条項に違反し、勧告してもなおそれを是正しないときは、契約を解除する。ただし、このことにより所有者又は使用者に損害が生じても管理者は一切責任を負わない。

### (水道料金等の算定及び徴収方法)

第6条 管理者は、共同住宅等の各戸に入居し水道を使用する者(以下「使用者」という。)が使用する子メーターを検針し、大和郡山市水道事業給水条例(昭和36年3月大和郡山

市条例第 21 号。以下「条例」という。)第 25 条第 1 項、第 26 条、第 28 条及び第 29 条の規定に基づき算定し徴収するものとする。

- 2 下水道使用料は、大和郡山市下水道条例(昭和 50 年 3 月大和郡山市条例第 16 号)第 22 条、第 24 条及び第 25 条の規定に基づき算定し徴収するものとする。
- 3 水道料金及び下水道使用料(以下「水道料金等」という。)の徴収は、原則として口座振替扱いとする。ただし、管理者が特別に認めたときは、納付扱いとすることができる。
- 4 第 1 項の規定にかかわらず、親メーターの使用水量が子メーターの合計水量を超えた場合の差水量は、所有者から徴収する。

(管理人の選任及びその任務)

第 7 条 所有者は、管理人を選任し、管理者に届け出なければならない。

2 管理人の任務は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 入居者の異動状況の連絡に関すること。
- (2) 受水槽のオーバーフロー及びその他漏水に関すること。
- (3) その他管理者との事務の取り次ぎに関すること。

(水道料金等が滞納の場所の措置)

第 8 条 水道料金等が滞納の場合は、管理者は、次の各号に定める措置をとるものとする。

- (1) 使用者が滞納の場合は、当該使用者に督促を行い、徴収する。
- (2) 前号の督促により、なお未納の場合は、当該使用者に対して給水停止予告を行う。
- (3) 前号の給水停止予告においても、なお未納の場合は、条例第 39 条の規定に基づき給水停止を行うものとする。
- (4) 前号の措置をしても、なお支払いがない場合及び無届転出並びに無届使用による未納金は、所有者の責任により対処するよう指導する。
- (5) 所有者が前項の指導に従わない場合は、各戸検針及び各戸徴収を取りやめることができる。ただし、このことにより所有者又は使用者に損害が生じても管理者は一切責任を負わない。

(漏水に係る使用水量の取扱い)

第 9 条 親メーター及び子メーター以下の漏水による水量は、基本的には減免はしないが、十分な維持管理にもかかわらず発見できなかった漏水については、漏水に係る水道料金減免基準に基づいて減免することができる。ただし、漏水によっては減免が認められない場合がある。

(子メーターの取替え及び費用負担)

第 10 条 計量法(平成 4 年法律第 51 号)に基づく子メーターの検定満期(8 年)及び不進行による取替えに係る費用は、全て所有者の負担とする。

(届出等の義務)

第 11 条 所有者は、次の各号に該当する場合は、速やかに管理者に届出又は報告しなければならない。

- (1) 所有者に変更が生じたとき。(様式第 5 号)
- (2) 管理人に変更が生じたとき。
- (3) 前条に規定する子メーターの取替えを行うとき。(様式第 6 号)
- (4) 受水槽以下の増設、改造又は撤去等の工事を行うとき。

(継承の義務)

第 12 条 所有者が、第三者に当該施設を譲渡しようとする場合は、本要綱及びこれに基づき締結された契約書の条項に従い、円滑なる運営ができるよう、その所有者の責任において譲渡先に引き継ぐものとする。

(開栓及び閉栓の手続き)

第 13 条 使用者が、転居等により水道の使用を開始、中止若しくは使用者変更を行う場合は、使用者又は管理人は管理者に遅滞なく届出をし、中止及び使用者変更の場合は、使用者は、料金の精算を受けなければならない。

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 18 年 2 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の要綱の規定は、平成 18 年 2 月 1 日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結された契約については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 共同住宅等に対する各戸検針及び各戸徴収に関する取扱要綱による改正後の要綱の規定は、平成 19 年 4 月 1 日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結された契約については、なお従前の例による。

- 3 要綱の施行の際、現に大和郡山市水道事業管理者名をもって作成されている用紙は、こ

の要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 共同住宅等に対する各戸検針及び各戸徴収に関する取扱要綱による改正後の要綱の規定は、平成 22 年 4 月 1 日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結された契約については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（要綱第 3 条関係）

共同住宅等に対する各戸検針及び各戸徴収申請書

年 月 日

大和郡山市長 様

所有者 住 所  
氏 名 印  
電話番号

下記の給水装置に係る共同住宅等に対する各戸検針及び各戸徴収に関する取扱要綱第 3 条の規定に基づき申請します。

記

お 客 様 番 号			
給水装置の所在地	大和郡山市	町	番地
住 宅 の 名 称			
最 大 戸 数	戸数	子メーター口径	mm
開 始 予 定	年	月	日
備 考			

様式第2号（要綱第3条関係）

管 理 人 選 任（変 更）届

年 月 日

大和郡山市長 様

所有者 住 所  
氏 名  
電話番号

印

次のとおり管理人を選任（変更）しましたので届出します。

お 客 様 番 号	
給 水 装 置 の 所 在 地	大和郡山市 町 番地
住 宅 の 名 称	
管 理 人 の 住 所  氏 名  連絡先 (TEL)	町 番地
備 考	

様式第 3 号 (要綱第 3 条関係)

遠隔指示メーター取付済書

年 月 日

大和郡山市長 様

所有者 住 所  
氏 名  
電話番号

印

集中検針方式による遠隔指示メーターを取り付けましたので、届出します。

給水装置の所在地	大和郡山市 町 番地		
住 宅 の 名 称			
取 付 戸 数	戸数	子メーター口径	mm
備 考			

様式第4号（要綱第4条関係）

共同住宅等に対する各戸検針及び各戸徴収に関する契約書

大和郡山市長（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間において、共同住宅等に対する各戸検針及び各戸徴収に関し、共同住宅等に対する各戸検針及び各戸徴収に関する取扱要綱に基づき、次のとおり契約を締結する。

（検針等水道業務一般）

第1条 水道料金及び下水道使用料（以下「水道料金」という。）の算定基礎となる水量については、乙が設置した集中検針方式による遠隔指示式メーター（以下「子メーター」という。）を甲が、共同住宅等の各戸に入居し水道を使用する者（以下「使用者」という。）ごとに検針をする。

なお、乙は甲に対して共同住宅等の管理敷地内において、検針等水道業務を行うことを承諾する。

（水道料金等の徴収方法）

第2条 水道料金等の徴収は、原則として口座振替扱いとする。ただし、甲が特別に認めたときは、納付書扱いとすることができる。

2 甲は、親メーターの使用水量が、子メーターの合計水量を超えた場合の差水量は、大和郡山市水道事業給水条例に基づき算定した水道料金等を乙に請求する。ただし、差水量は3%を限度として減免するものとする。

（水道料金等滞納の場合の措置）

第3条 水道料金等が納期限までに納付されない場合、甲は次の各号に定める措置をとるものとする。

- (1) 甲は、当該使用者に対し水道料金等の納付の督促を行うものとする。
- (2) 前号の督促にもかかわらず納付されない場合、甲は当該使用者に対し給水停止予告を行うものとする。
- (3) 前号の給水停止予告にもかかわらず納付されない場合、甲は当該使用者に対し給水停止を行うものとする。
- (4) 甲は、前号の措置を行っても、なお支払いがない場合及び無断転居並びに無断使用による未納金については、乙の責任により対処するよう指導する。
- (5) 乙が前項の指導に従わない場合は、各戸検針及び各戸徴収を取りやめることができる。ただし、このことにより乙又は使用者に損害が生じても甲は一切責任を負わない。

（開栓及び閉栓等の手続）

第4条 使用者の転居等により、水道の使用を開始、中止若しくは名義変更を行う場合は、乙又は使用者が甲に遅滞なく届出をし、中止、名義変更の場合、使用者は料金の精算を受けなければならない。

(集中検針盤及び子メーターの維持管理)

- 第5条 乙は、集中検針盤及び子メーターについて、常に正確な検針ができるよう保全に努めなければならない。
- 2 集中検針盤及び子メーターの維持管理は、乙の費用負担により行う。
  - 3 乙は、甲の定める取扱要綱に基づき、子メーターの検定満期（8年）及び故障による取替を行う。

(漏水等の減免)

第6条 親メーター及び子メーター以下の給水装置等の漏水が発見された場合の水量は、基本的には減免しないが、十分な維持管理にもかかわらず発見できなかった漏水については、「漏水に係る水道料金減免基準」に基づいて減免する。ただし、漏水の内容によっては減免が認められない場合がある。

(苦情の処理)

第7条 乙の責任において管理すべき給水装置に関する苦情処理は、全て乙が行うものとする。

(届出の義務)

- 第8条 乙は、次の各号に該当する時は遅滞なく甲に届け出なければならない。
- (1) 所有者又は管理人に変更があったとき。
  - (2) 給水装置における増設、改造又は撤去等の工事を行うとき。
  - (3) 第5条第3項に規定する子メーターの取替を行うとき。

(事務連絡)

- 第9条 乙は、次の各号に定める事務連絡等を行うものとする。
- (1) 無断転居及び無断使用に関すること。
  - (2) 受水槽のオーバーフロー及びその他漏水に関すること。
  - (3) その他甲との事務連絡に関すること。

(継承の義務)

第10条 乙が、第三者に当該施設を譲渡しようとする場合は、この契約書の各条項に従い円滑な運営ができるよう、乙の責任において譲渡先に引き継ぐものとする。

(契約各条項の周知)

第11条 乙は、この契約書の各条項の内容を各使用者に対し周知し、甲の業務遂行が円滑にできるようにしなければならない。

(契約の有効期間)

第12条 この契約の有効期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。ただし、上記契約期間満了までに甲・乙いずれからも異議の申し立てがない

ときは、この期間をさらに一年間延長するものとし、その後において期間が満了したときも同様とする。

(契約の解除)

第 13 条 乙が、この契約書に定める条項に違反し、勧告してもなおそれを是正されないときは、甲はこの契約を解除する。

2 前項の規定により契約を解除した場合、乙に損害が生じても甲は一切責任を負わないものとする。

(個人情報等の保護)

第 14 条 乙は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のため別添に掲げる「個人情報取扱事項」を遵守しなければならない。

(契約外の事項)

第 15 条 この契約に定めのない事項、又は、この契約に疑義が生じた場合は甲、乙双方が協議を行うものとする。

この契約書の証しとして、本書 2 通を作成し、甲・乙記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

年 月 日

住 所 大和郡山市植槻町 6 番 10 号  
甲  
氏 名 大和郡山市長  
印

住 所  
乙  
氏 名  
印

所 有 者 変 更 届

年 月 日

大和郡山市長 様

所有者 住 所  
氏 名  
電話番号

印

次のとおり所有者を変更しましたので届出します。

なお、共同住宅等に対する各戸検針及び各戸徴収に関する契約書第 10 条に基づき継承します。

お 客 様 番 号	
給水装置の所在地	大和郡山市 町 番地
住 宅 の 名 称	
旧 所 有 者	
新 所 有 者	
備 考	

